

「人生」をともに歩む お二人を応援します

神戸市 ライフパートナー制度

2023年12月25日（月）宣誓受領証交付開始

宣誓日時のご予約は12月20日（水）から受付（先着順）

神戸市ライフパートナー制度は、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる、または営むことを約した関係であるお二人が、「ライフパートナー」として神戸市に対して宣誓を行い、神戸市が受領証等をお二人に交付するものです。

ライフパートナーとは

この制度における「ライフパートナー」とは、事実婚や性的マイノリティのカップルなど、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営む又は営むことを約した関係のことをいいます。

制度の目的

ライフパートナーとしての宣誓をされたお二人の思いを尊重し、自分らしく生活されることを応援することを目的としています。

この制度には法的な効力はありませんが、宣誓したお二人に交付される受領証等を提示することによって、行政サービスなどを円滑に利用できる場合があります。

宣誓できる方

次の4つの要件をすべて満たすお二人

- 双方とも成年（満18歳）に達していること
- 一方もしくは双方が神戸市内に住所を有しているか、転入を予定していること
- 双方とも婚姻をしておらず、かつ双方とも宣誓者以外の方と事実婚、またはライフパートナーの関係にないこと
- 宣誓者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係（近親者）でないこと

宣誓の流れ（要予約）

宣誓日時の予約（原則1週間前まで）

お二人の氏名、生年月日、住所、連絡先希望する宣誓日時をお知らせください

・Eメール：jinken@office.city.kobe.lg.jp

・電話：078-322-5233（福祉局人権推進課）

電話受付時間：開庁日の8:45~12:00、13:00~17:30

必要書類を準備する（宣誓当日まで）

お二人の住民票、戸籍抄本、本人確認書類などの必要書類（詳細はホームページ参照）をご準備ください

宣誓書を提出する（宣誓当日）

指定された日時に神戸市役所までお二人でお越しください。宣誓書にご記入いただき、必要書類と併せて提出してください。

受領証等を受け取る（原則当日中）

詳しくは
神戸市ホームページ
をご覧ください



神戸市 ライフパートナー

